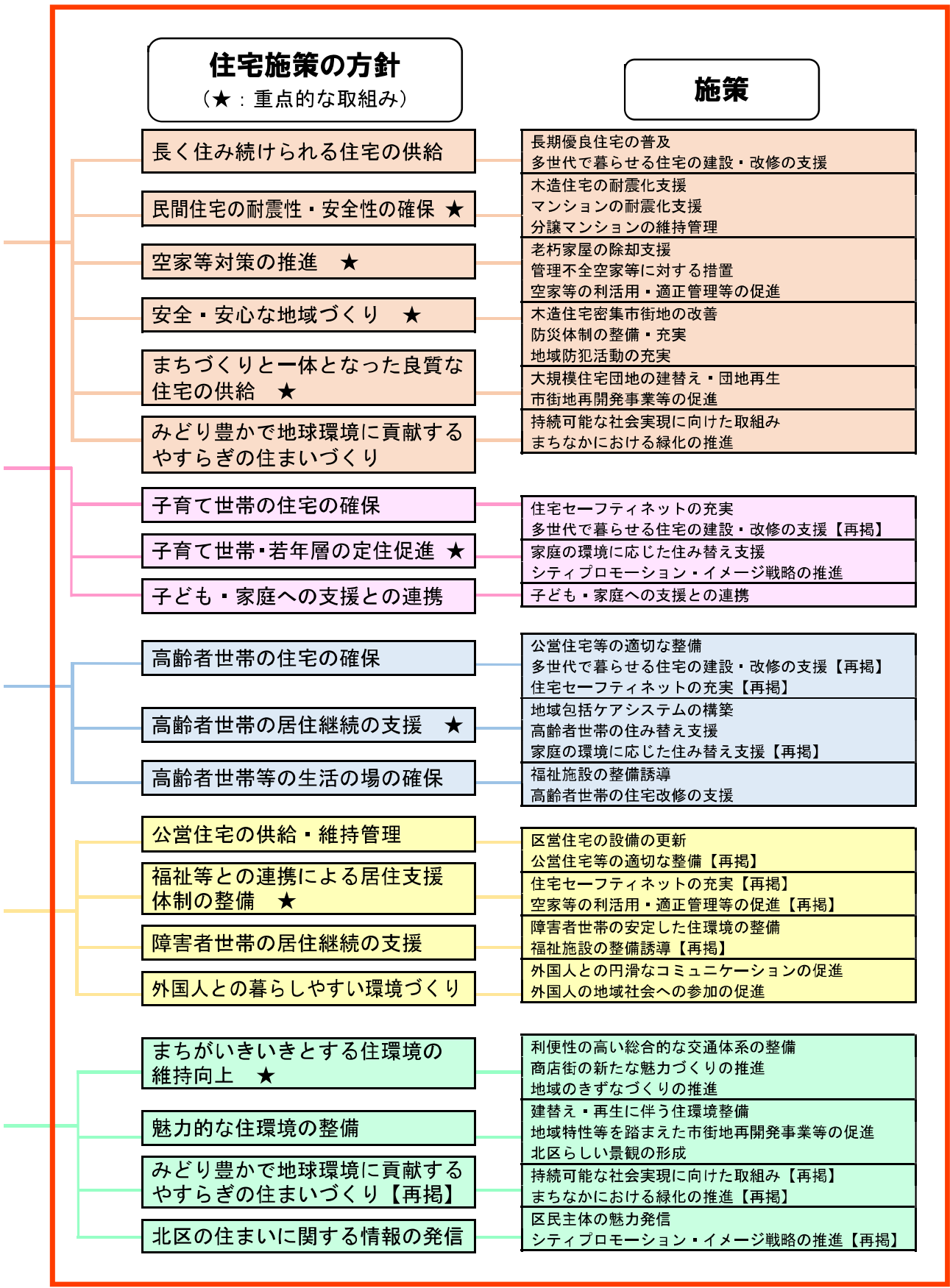
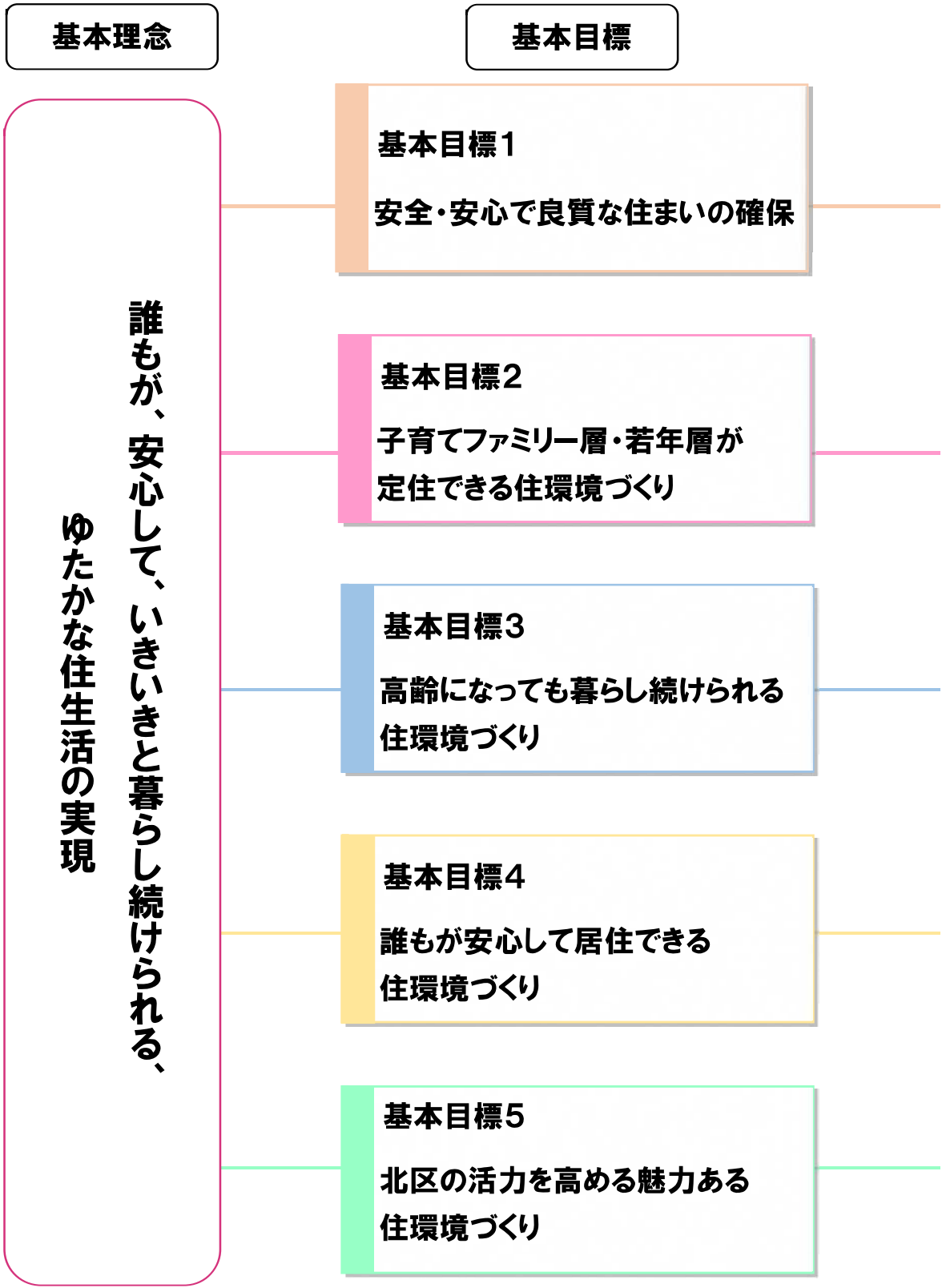


東京都北区住宅対策審議会活動記録（８月１日現在）

会議体	開催日	議題
住宅対策 審議会	【第１回】 令和６年４月２６日	・東京都北区住宅対策審議会の運営について ・北区住宅マスタープラン２０２０の改定について
	【第２回】 令和６年１０月２５日	・北区のすまい・住環境の現状 ・「北区住宅マスタープラン ２０２０」の見直しに向けた計画の現状と課題 ・住宅対策審議会各小委員会の設置等について（案）
	【第３回】 令和７年５月１６日	・小委員会における重要項目の検討の進捗について（報告） ・新たな住まい方について
	【第４回】 令和７年８月１日	・これまでの審議経過について ・基本目標の再編について ・基本目標ごとの「住宅施策の方針」及び「施策」について
第１小委員会	【第１回】 令和７年２月２７日	・良好なコミュニティ形成
	【第２回】 令和７年４月１８日	・子育て・定住化 ・居住支援
	【第３回】 令和７年６月２６日	・新しい住まい方について ・検討項目のまとめ～住宅施策の方向と、その具体策等について ・基本目標の再編について
第２小委員会	【第１回】 令和６年１２月９日	・安全な住宅（地震、風水害等） ・空き家対策
	【第２回】 令和７年２月３日	・マンション適正管理 ・脱炭素社会に向けた取組み
	【第３回】 令和７年６月２０日	・新しい住まい方について ・検討項目のまとめ～住宅施策の方向と、その具体策等について ・第１小委員会における基本目標再編の検討について

※区長の諮問事項（新たな住宅マスタープランの改定にあたり、盛り込むべき今後の住宅施策のあり方について）に対応して、審議会及び小委員会が主に検討する範囲です。
（但し、審議結果によって、基本目標へのフィードバック（修正等）を排除しません）
～第2回住宅対策審議会配付資料

3. 施策の体系



基本目標、住宅施策の方針、施策に係る答申イメージ 【事務局案】

これまでの検討を踏まえ、議事資料2に示す基本目標・住宅施策の方針・施策の関係を答申をイメージして、お示しします（なお、施策（◆）の説明文は、現時点では事務局による例示に止まるもので、今後答申に向け審議会の議論を踏まえ精査していきます。）

（１）基本理念・基本目標

○基本理念 →現行計画より継承

**誰もが、安心して、いきいきと暮らし続けられる、
ゆたかな住生活の実現**

○基本目標 →本改定における再編案

基本目標１ 安全・安心で良質な住まいの確保

既存住宅の適切な維持・管理やニーズに対応した有効活用、居住面積や耐震性など適切な質と価格の住宅供給を進めるとともに、防災性・防犯性を高め、**脱炭素社会の実現に向けた対策**として、緑化を進めるなど、安全・安心で良質な住まいを確保します。

基本目標２ 子育て世帯・若年層が住みたくなる住環境づくり

就職や結婚・子育て等のライフステージに応じて、適切な住宅へ住み替えられるよう、ライフスタイルに合った住宅の確保や定住促進の取組み、教育・子育て支援の総合的な取組みをとおして、子育て世帯や若年層が**住みたくなる**住環境を形成します。

基本目標３ 誰もが安心して暮らし続けられる住環境づくり

住宅を市場において自力で確保することが難しい**高齢者、障害者、子育て世帯、外国人、低額所得者等の住宅確保要配慮者**に対し、公営住宅をはじめとして**セーフティネット住宅の確保を進める**とともに、様々な世帯に応じた暮らしの支援を実施することで、住み慣れた地域で暮らし続けられる住環境を実現します。

基本目標４ 北区らしさを高める魅力ある住環境づくり

北区の地域特性と、生活環境の利便性など住宅地としての魅力を**シティブランディングの取組みを通じ高め**、コミュニティの形成や居住環境の向上、区の魅力を区内外へ発信するなど、区の活力を高める魅力ある住環境を形成します。

(2)住宅施策の方針・施策

4つの基本目標を達成するための、住宅施策の具体的な方針と施策について示します。

青字：再編のポイントとなる視点（新規施策名も青字表記としています）

【新規】：本改定検討を踏まえて新規で追加した「住宅施策の方針」及び「施策」

【再掲】：他の基本目標や「住宅施策の方針」にも再度掲載される項目

★：「住宅施策の方針」のうち、重点的な取組み（現行計画を基準に位置づけ）

基本目標1 安全・安心で良質な住まいの確保

方針1：長く住み続けられる住宅の供給

様々なライフスタイルやライフステージに応じて、最適な住宅を自ら選択することができるよう、住宅の選択に必要な知識の習得を支援するとともに、長く住み続けて次世代に継承できる性能の高い住宅供給を促します。

◆長期優良住宅の普及

長期にわたり良好な状態で使用するために、構造及び設備について耐震性や耐久性など一定の性能を満たす住宅を「長期優良住宅」として認定することで、良質な住宅の普及を促進します。

◆多世代の近居・同居の支援 **【再掲】**

親世代と子世代による介護や子育て等の共助を推進するため、親元の近くに住宅を取得する子世代に対し、住宅取得関連費用の一部を助成するなどして、親元近居・同居を促進します。

◆手頃に求めやすい住宅の普及促進 **【新規】** **【再掲】**

東京都が新たに事業化する、子育て世帯等が手頃な価格で安心して住むことができる「アフオーダブル住宅」の供給促進など、あらゆるライフステージにある世帯が手頃な選択肢の中で希望する住生活を営むことができる住環境整備を進めます。

◆ライフステージに応じた住生活リテラシーの向上 **【新規】**

区民それぞれが進学・就職・子育て・終活等の各ライフステージに応じて最適な住宅を選び、良質な住宅を維持・継承するための知識やスキル（住生活リテラシー）を身に付けることが、区民の住生活の充実につながるため、住まいのリテラシーの向上を目的とした情報提供を行います。

◆大規模住宅団地の建替え・団地再生

都営桐ヶ丘団地などの大規模住宅団地の建替えにあたっては、多様な世代が快適に暮らせるよう、従前の居住者に配慮するとともに、新たな居住者にとっても魅力ある良質な住宅を供給していくよう関係機関に求めています。

また、団地開発から年月が経過し、建物の老朽化と居住者の高齢化が同時に進行していることから、団地の規模を生かした生活利便施設や子育て・高齢者世帯等の支援施設など、地域にとって必要な機能を備えた拠点として再生を図れるよう関係機関と連携を進めます。

◆市街地再開発事業等の促進

北区の交通利便性を生かし、都市中心拠点となる駅前周辺では土地の高度利用を図る市街地再開発事業等を促進し、良質な住宅の重点的な供給を促します。また、防災上課題を抱える地区では、防災街区整備事業等による共同建替えを促進します。

方針2：民間住宅の耐震性・安全性の確保 ★

旧耐震基準の木造住宅等の耐震化に加え、分譲・賃貸マンションについても耐震化を促進し、災害に強い安全な住まい・住環境づくりを促進します。

◆木造住宅の耐震化、不燃化支援

大規模地震による木造住宅の倒壊を防ぎ、人命の安全を確保するため、耐震改修工事にかかる費用の一部を助成するほか、一部の防災上課題を抱える地区（不燃化特区）では建物の老朽木造建物の除却や不燃建築物への建替えに助成を行い、安全で地震に強いまちづくりを目指します。

◆マンションの耐震化支援

旧耐震基準の分譲・賃貸マンションについて、診断・設計・工事など耐震化にかかる費用の一部を助成します。

方針3：防災・減災に資する強靱な都市基盤の整備 ★

都市の防災機能向上の実現化に向け、首都直下地震等や荒川の氾濫等の災害に備えた都市基盤の整備をはじめ、災害に強いまちづくりを一層推進します。

◆木造住宅密集市街地の改善

建築物の耐震化や不燃化、主要生活道路の整備、オープンスペースの確保などを進め、地域の課題改善に努めます。また、地域住民と区で話し合いながら、実情に応じた地区計画※などのまちづくりのルールを定め、災害に強いまちへ計画的に誘導していきます。

◆がけ・擁壁の安全対策の推進 【新規】

地震、台風及び集中豪雨等の自然災害に備え、住宅地の安全確保や被害を未然に防ぐため、防災上危険ながけ、擁壁等の安全対策を推進します。

◆大規模洪水対策の推進 【新規】

「東京都北区大規模水害を想定した避難行動の基本方針」（令和7年4月改定）に基づき、荒川氾濫による大規模水害等、北区で起こり得る災害や避難行動時のルールについて、区民への理解を深めます。

◆マンションの防災対策の促進 【新規】

災害時に備え、東京都による「東京とどまるマンション」の登録促進など、自宅での避難生活を継続しやすいマンションの普及を図ります。

◆災害時の円滑な応急仮設住宅の供給等の準備 【新規】

災害救助法が適用される災害が発生した際の被災者に対し、一日も早い生活復興に向けて応急仮設住宅（建設型、賃貸型）の供給を行うため、平時からの事前準備等を進めます。

方針4：地域防犯、交通安全など安全・安心の地域づくり

地域全体での見守り体制の強化など、地域における安全・安心な防犯環境の整備と地域防犯力の向上を図ります。

◆地域防犯活動の推進

子どもへの防犯教室や高齢者向けの振り込め詐欺に関する講話をとおして、防犯意識の向上を図ります。また、防犯カメラの設置に関する助成や防犯パトロール活動への支援を充実させ、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

◆交通安全対策の推進 【新規】

広く区民に交通安全思想を普及し、交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけ、交通の安全と円滑を図るため、「TOKYO 交通安全キャンペーン」の実施等により、区民総ぐるみの運動として交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ります。

方針5：総合的な空き家対策の推進 ★

新たな空き家等の発生の抑制や管理不全を予防することで、問題の深刻化を防ぐとともに、すでに周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている空き家等への的確な対応が重要です。

総合的な対策の推進により、良好な住環境の形成、安全・安心なまちづくりを実現します。

◆空き家等の利活用・適正管理等の促進

空き家等の所有者などを対象とした講演会、専門家による個別相談や、所有者への支援を行い、空き家等に関する諸問題の発生を未然に防止するとともに、空き家等の利活用や適正管理、流通を促進します。

空き家等の利活用においては、住宅だけでなく、商店街の店舗併用住宅の貸店舗化、民泊等利活用、コワーキングスペースの創出など、子どもから高齢者、働く人等のニーズへの対応を促進します。

◆老朽空き家等の除却支援

危険な老朽家屋の除却費用の一部を助成することにより、地震等の自然災害による被害や管理不全な状態による事故等の防止を図り、区民が安全で安心して住める災害に強いまちづくりを推進します。

◆管理不全な空き家等に対する措置

適切な管理が行われておらず、そのまま放置することが不適切な空き家等に対して、「空き家対策の推進に関する特別措置法」や関係法令に基づき、迅速かつ的確な措置を講じます。

方針6：マンションの適正管理の推進 **【新規】**

管理不全の兆候があるマンションや管理不全なマンション等の良好な管理促進に向けた段階的な取り組みを行います。また、マンションの防災対策として、日頃からの地域コミュニティとの交流を促します。

◆良質なマンションの維持・管理の促進 **【新規】**

マンションの管理計画認定制度の普及等により、適切な管理計画を持つ良質なマンションの増加につなげます。

◆管理不全兆候のあるマンションの適正管理への誘導 **【新規】**

マンションの維持管理においては、管理組合の合意形成の円滑化が重要であるため、特に、管理不全マンションや管理不全兆候のあるマンションの管理組合や所有者に向けた支援策を行います。

◆マンション居住者と地域との交流の推進 **【新規】**

地元の自治会・町会と連携して防災活動を条件とする「東京とどまるマンション」の補助制度の普及など、マンション居住者と地域との交流を推進することで、災害時における助け合いのコミュニティづくりや、地域の防犯対策を図ります。

方針7：みどり豊かでやすらぎのある住環境づくり

区民の生活に豊かさやうおいを与えるほか、災害時における防災機能や、二酸化炭素の吸収や大気の浄化などの、みどりの持つ多様な機能に着目して、快適かつ安全・安心で自然豊かな住環境を創造します。

◆まちなかにおける緑化の推進

快適かつ安全・安心な住環境を形成するため、生垣の造成や建築物の接道部・屋上及びベランダ・壁面等の緑化に対する支援や、「北区みどりの条例」に基づいた一定規模以上の建築敷地に対する緑化の義務付けなど、まちなかにおけるみどりの創出に努めます。

◆魅力ある公園づくり **【新規】** **【再掲】**

区内の緑のネットワークを考慮しながら、河川や崖線など、周辺の自然環境に配慮した公園整備・管理を行うことで、公園が市街地における緑の拠点となるよう緑化を推進し、まち全体のにぎわいや活力、人々の交流やくらしの豊かさをもたらす住環境づくりを行います。

方針8：脱炭素社会の実現に向けた環境に配慮した住宅の整備促進 **【新規】**

北区は、2050年までにCO2排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ宣言」を行っています。将来世代に継承できるまちづくりを進めるため、ZEH・ZEB、省エネ住宅の普及をはじめとする地球温暖化対策のほか、子どもの頃からの環境教育や啓発活動を推進することで環境意識の向上を図り、家庭や地域における省エネ・省資源活動を促進します。

◆持続可能な社会実現に向けた取り組み

地球環境に影響の少ない低炭素型ライフスタイルの実現に向け、建設時の環境影響への配慮や住宅等における省エネルギー※改修の促進、新エネルギー及び省エネルギー機器等の導入促進を図ります。また、集合住宅の管理組合などに対して省エネコンサルタントを派遣し、省エネ対策に関する具体的な提案・アドバイスを行います。

未来を担う子どもたちへの環境教育を学校や環境学習拠点施設等と連携して推進し、家庭でのエコ活動や地域での環境活動につながるよう、環境問題に対して正しく考え行動できる力を育成します。

◆環境に配慮した住宅の普及 **【新規】**

住宅において消費されるエネルギーの半分以上が冷暖房・給湯であることから、省エネ性能の高い機器の導入を促進するとともに、ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）や太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入に向けた支援を行います。

また、「北区環境ポータルサイト」等を活用しながら、区民の住宅に関わる環境への理解の周知を図ります。

基本目標2 子育て世帯・若年層が住みたくなる住環境づくり

方針1：住み替え意向を持つ子育て世帯・若年層の定住促進 ★

就職・結婚・出産・子育て等のライフステージが変わっても、北区が住みやすい、住みたく感じる住環境にすることで、子育て世帯や若年層の定住を促進します。

◆希望する住まいの住み替え支援 【再掲】

子育て世帯が民間賃貸住宅に転居した場合の転居費用の助成、親世帯に近居して子育て世帯が区内に住宅を取得した場合の登記費用助成等をとおして、子育て世帯の住み替えを支援するとともに、親世帯との生活の支え合いを支援します。

◆手頃に求めやすい住宅の普及促進 【新規】 【再掲】

東京都が新たに事業化する、子育て世帯等が手頃な価格で安心して住むことができる「アフターダブル住宅」の供給促進など、あらゆるライフステージにある世帯が手頃な選択肢の中で希望する住生活を営むことができる住環境整備を進めます。

◆多世代の近居・同居の支援 【再掲】

親世代と子世代による介護や子育て等の共助を推進するため、親元の近くに住宅を取得する子世代に対し、住宅取得関連費用の一部を助成するなどして、親元近居・同居を促進します。

◆シティブランディングの推進 【再掲】

「北区シティブランディング戦略ビジョン」に基づき、北区ならではの個性や魅力を知ってもらい、興味や愛着を感じる人の輪を広げていくことで、北区のブランド力を高めます。人生の大切なそのときに、選ばれるまちとなり、より豊かさを感じられるまちとなるようブランディング活動を推進することで、住宅施策と相まって、子育て世代・若年層を中心に定住化を推進します。

方針2：子育て世帯が住みやすい環境づくり

子育て世帯・若年層は、居住地の選択において、住宅だけでなく、**教育や医療機関、公園の有無等の環境も含めた**さまざまな要因があることを踏まえ、子育て世帯・若年層が北区に住み続けたいと思えるような住環境づくりを行います。

◆魅力ある公園づくり 【新規】 【再掲】

区内の緑のネットワークを考慮しながら、河川や崖線など、周辺の自然環境に配慮した公園整備・管理を行うことで、公園が市街地における緑の拠点となるよう緑化を推進し、まち全体のにぎわいや活力、人々の交流やくらしの豊かさをもたらす住環境づくりを行います。

方針3：子育て支援の充実

子育てしやすい環境は、住宅に加え教育・子育て支援などの側面があり、ハード・ソフトの両面から環境を改善していくことが子育て世帯・若年層の定住につながります。

そのため、**子ども・家庭への支援は、区を挙げて総合的な施策として進めます。**

◆妊娠期から子育て期の切れ目ない支援

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、子ども・家庭への支援を実施している**関係各課間の連携を一層進め**、多様化する子育て世帯のニーズをとらえ、環境整備に取り組めます。

子育て支援に関する事業やサービスの充実を図り、その一環として子育て世帯の住宅確保に組み、子育て世帯・若年層の定住化を促進します。

◆子育て世帯を支える地域のきずなづくり 【新規】

ひとり親世帯に向けた相談室や子ども食堂との連携により情報共有を行いながら、地域で子どもの成長を見守る住環境づくりを進めます。さらに、子育てをする親同士や子ども同士の交流の機会を生む住環境づくりを目指し、地域だけでなく子育て世帯同士のきずなづくりを進めます。

基本目標3 誰もが安心して暮らし続けられる住環境づくり

方針1：居住支援体制の強化 ★

いわゆる住宅確保要配慮者の方々の居住支援を図り、誰もが暮らし続けられる環境を整備するため、福祉関係団体や不動産関係団体等から構成される北区居住支援協議会と連携して、住まい探しから入居後の安定した生活まで連続性のある支援体制を構築します。

◆北区居住支援協議会を中心とした区内外の関係機関との連携 【新規】

北区居住支援協議会を起点に、福祉関係団体や居住支援法人等の居住支援団体や不動産関係団体などとの連携を強化し、住まい探しから入居後の安定した生活まで連続性のある支援の検討を進めます。

◆居住支援法人との連携 【新規】

令和7年秋に施行される住宅セーフティネット法一部改正により、居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅（居住サポート住宅）の供給の促進が進められることから、区と居住支援法人の役割の明確化や居住支援法人同士との連携といった強化を図り、情報共有を行いながら居住支援を促進していきます。

◆住宅確保要配慮者の支援の円滑化 【新規】

支援を求める相談者が最後の相談先とする窓口が区であるケースが多いことから、居住支援法人や関係機関への円滑な支援につながるよう、区の住宅部局と福祉部局の一層の連携強化により、総合的な相談体制を構築します。

方針2：高齢者が暮らし続けられる住まいや住環境の充実

単身世帯を中心とした高齢者が増加する中、高齢者が住み慣れた地域や住まいで暮らし続けることができるよう、生活状況やニーズに応じた住まいの確保や居住継続への支援を行います。

◆住宅セーフティネットの確保・拡充 【再掲】

住宅の確保に特に配慮が必要な世帯が安心して暮らせるように、公的住宅の適切な整備に努めるとともに、居住支援法人等の居住支援団体や不動産関係団体などとの連携や民間住宅を活用した新たな居住支援について検討し、住宅セーフティネットの充実による居住の安定を図ります。

◆住み慣れた地域での居住継続の支援

高齢者世帯が区内の民間賃貸住宅に住み替える際の助成などをおして、高齢者世帯が区内の住み慣れた地域で安心して暮らし、自立した生活が送り続けられるように支援します。

介護認定を受けた方や、身体機能が低下した高齢者の自宅に手すりの取付けや段差の解消などの改修に対し助成を行うことで、身体機能の状態に関わらず、快適に生活できる住宅整備を支援します。

◆多世代の近居・同居の支援 【再掲】

親世代と子世代による介護や子育て等の共助を推進するため、親元の近くに住宅を取得する子世代に対し、住宅取得関連費用の一部を助成するなどして、親元近居・同居を促進します。

◆地域包括ケアシステムの構築

地域の見守り・支えあい体制の充実や、高齢者あんしんセンターを中心に、都市再生機構による区内4団地における地域医療福祉拠点団地の取組みに代表される、医療機関や介護事業者等を含めたネットワークの強化を図り、地域の特性に応じた地域包括ケアシステム※の構築を推進します。

◆高齢者の身近な居場所づくり 【新規】

地域の暮らしを支える商業・生活拠点として既存商店街と調和を図りつつ、高齢者がまちを歩きながら休憩ができたり、外に出たくなる交流の場を創出し、まち全体で見守り支えていける高齢者の居場所づくりを進めます。

方針3：住宅セーフティネットの充実

高齢者、障害者、子育て世代、外国人、低所得世帯など、いわゆる住宅確保要配慮者の方々を中心に、住宅の確保に特に配慮が必要な世帯が安心して暮らせるため、公的賃貸住宅の他、民間賃貸住宅や空家等の利活用を促進します。また、居住支援法人等と連携した円滑な住宅セーフティネットの充実を図ります。

◆住宅セーフティネットの確保・拡充 【再掲】

住宅の確保に特に配慮が必要な世帯が安心して暮らせるように、公的住宅の適切な整備に努めるとともに、居住支援法人等の居住支援団体や不動産関係団体などとの連携や民間住宅を活用した新たな居住支援について検討し、住宅セーフティネットの充実による居住の安定を図ります。

◆障害者世帯の特性に応じた適切な居住支援 【新規】

障害者の居住支援には、単に住宅の確保だけでなく、保健・医療・福祉との連携のもと、障害の種類や程度に応じたきめ細かな支援を関係団体等と連携して進めます。

◆福祉施設の整備誘導

地域や事業者、医療機関、福祉施設との連携を強化し、区民ニーズを適切に捉え、高齢者や障害者一人ひとりが安心して地域の一員として暮らすことができる、生活の場の確保のため施設整備を推進します。

方針4：居住継続につながる住環境づくり **【新規】**

住宅確保要配慮者が慣れ親しんだ地域に住み続けるために、**居住支援に関わる関係団体の他、民間賃貸住宅の所有者や地域住民の理解を深めることが円滑な支援に繋がることから**、居住支援に関わる情報の周知や地域につながりを持つためのコミュニケーションの創出を図ります。

◆外国人との円滑なコミュニケーションのための機会づくり

外国人が地域に馴染む形で生活しやすくなるよう、NPO などの団体と連携しながら、日本語を学ぶことを兼ねた料理教室やイベント、相談室などの地域活動を通じて**コミュニケーションの機会を創出する取組を進めます**。

また、多様な世帯に向けて適切な生活情報を提供するため、多言語化及びやさしい日本語の使用、イラストやユニバーサルデザイン※等の活用を図り、区と区民の相互理解を深めます。

◆居住支援に関わる理解の促進 **【新規】**

住宅所有者やオーナーが安心して住宅確保要配慮者の入居を受け入れやすくするため、関係機関のサポート内容や住宅確保要配慮者への理解を深める情報周知を行い、貸す側と借りる側、支援する関係機関の双方がそれぞれの立場を理解し、地域全体で安心して住宅を確保し暮らし続けられる仕組みづくりを行います。

方針5：公的賃貸住宅の供給・運営の確保

セーフティネット住宅の中核でもある区営住宅については、目下の課題である施設の老朽化対策等に計画的に対応しながら、適切な運営管理を推進します。あわせて、**23 区でも有数の公的賃貸住宅については、住宅供給主体に、区民の住まいと暮らしを支える良質な住宅として**、計画的に更新されていくよう働きかけていきます。

◆区営住宅の計画的な維持管理と施設更新

区営住宅については、計画的な長寿命化対策により、居住者の安全、安心、居住性の確保を図ります。また、**経年により更新時期を迎えつつある区営住宅については、小規模団地の集約を図りながら、計画的に建替え事業を推進します**。

さらに、高齢者住宅については、借上げ型住宅から区直営方式への移行を進め、入居者の居住環境の向上と、居住の安定を図ります。

◆公的賃貸住宅の持続的な供給の促進 **【新規】**

都内でも有数の賃貸住宅を管理運営する東京都、都市再生機構（UR 住宅）、東京都住宅供給公社（JKK 住宅）には、引き続き良質な公的賃貸住宅の供給や管理運営をはじめ、計画的な施設更新について求めています。

特に、東京都には、都営住宅が住宅セーフティネットの中核でもあることから、居住者の生活利便性等にも配慮した管理運営や、桐ヶ丘団地で先行実施されている学生入居や、まちづくりプロジェクト等の取組みによる、コミュニティの活性化等を働きかけていきます。

また、都市再生機構（UR 住宅）、東京都住宅供給公社（JKK 住宅）とは、区との協定に基づき、セーフティネット住宅（専用住宅）の供給についても連携していきます。

基本目標4 北区らしさを高める魅力ある住環境づくり

方針1：北区の魅力を高めるシティブランディングの推進

区内外に向けて広く発信し、知名度やイメージを高めていくとともに、区民に対しても住環境に係る情報をより積極的に公開し、**北区の住環境に係る魅力向上につなげ、区民が住み続けるきっかけをつくります。**

◆シティブランディングの推進 【再掲】

「北区シティブランディング戦略ビジョン」に基づき、**北区ならではの個性や魅力を知ってもらい、興味や愛着を感じる人の輪を広げていくことで、北区のブランド力を高めます。人生の大切なそのときに、選ばれるまちとなり、より豊かさを感じられるまちとなるようブランディング活動を推進することで、住宅施策と相まって、子育て世代・若年層を中心に定住化を推進します**

◆観光施策の推進 【新規】

飛鳥山をはじめ、東京都北区渋沢栄一プロジェクトや整備予定の「(仮称) 芥川記念館」など、北区の観光資源を活かし、観光施策とシティブランディングの一体的な展開を図り、地域イメージの向上と北区観光を展開します。

方針2：地域活動のきっかけがあふれるコミュニティ形成の推進 【新規】

地域のイベントや商店街等の地域活動などに寄り添う人や場の存在が、**区民の興味・関心と地域をつなげ、コミュニケーションのきっかけを生み出します。その寄り添う人や場のきっかけを創出する仕組みをつくることで、まち全体のコミュニティの強化を図ります。**

◆地縁によるきずなづくりの推進

区民の自治意識や各地域における人と人とのつながりを再認識し、北区への愛着を深めるために、**寄り添う場や人を応援する仕組みづくりを進め、自治会・町会活動を中心とした地域のきずなづくりを推進します。**

◆興味・関心によるゆるやかなつながりづくり 【新規】

興味・関心でつながる徒歩圏内のエリアをイメージした、人と人とのゆるやかなつながりづくりを、まちづくりに合わせたエリアマネジメントの導入等により進め、地域価値の向上にもつながる、新たなコミュニティ形成の取組みとして展開します。

◆商店街の新たな魅力づくりの推進

商店街独自の強みを生かした特徴的な取組みや、商店街同士・地域・学生等との連携や協働による取組みを支援し、商店街の新たな魅力づくりを推進します。

方針3：まちづくりと一体となった魅力的な住環境の整備 ★

区民に身近な商店街の活性化や交通体系の整備等、北区での暮らしの利便性等を高めていくとともに、にぎわいの誘導や回遊性の向上を図り、外に出てまちを歩きたくなる住環境の維持・向上を図ります。

◆生活利便性や移動の快適性を活かした住環境づくり

交通機能や歩行者の安全性及び利便性の向上を図り、道路ネットワークや公共交通機関の整備事業を計画的に実施します。

◆団地の建替え・再生に伴う住環境整備

進展中の事業をはじめ、今後も都市再生機構や東京都等による大規模住宅団地の建替えに合わせ、区は地区計画等を定めて、地域の特性を踏まえた土地の有効利用を誘導し、緑地・空地の創出をはじめとした良好な住環境の整備を促し、新たな魅力あるまちづくりを図ります。

◆地域特性等を踏まえた市街地再開発事業等の促進

住民主体による市街地再開発事業等を促進し、駅周辺のにぎわいの創出や魅力の向上を図るとともに、地区内に憩いや集いの場となるまとまった有効空地やみどり等を確保し、住環境の整備を図ります。

◆歩きたくなるまちづくり 【新規】 【再掲】

地域資源を活用した回遊性を高める散策のネットワークや、居心地の良い居場所や休憩できる場の整備を進め、誰もが移動を楽しめる、歩きたくなるまちづくりを進めます。

◆交通バリアフリーの推進

区内の生活拠点となる施設や観光ルートなどの交通ネットワーク経路のバリアフリー化を推進します。

◆北区らしい景観の形成

地域の特性を生かした美しいまちなみを形成するための景観づくり等を誘導していくとともに、区民による自主的な取り組みへの支援・誘導を行い、良好な景観形成に関する取り組みへの参加意欲の向上を図ります。

方針4：北区のポテンシャルを活かした新たな住まい方の推進 **【新規】**

交通利便性の良いエリアや、それぞれの地域特性を活かしたエリアデザイン等による取組み等を通じて、区全域の住環境の魅力向上を目指し、区内での住まい方の選択肢を増やすなど、豊かな暮らしの実現に向けた取組を推進します。

◆北区の立地特性を活かした住まい方や住環境の整備 **【新規】**

赤羽など駅周辺のエリアを中心として北区のアクセスの良さを活かし、ポストコロナにおける暮らし方を実現するため、空き家の利活用等により民泊、オープンスペース、コワーキングスペースなどへの活用の創出に取り組めます。

◆歩きたくなるまちづくり **【新規】** **【再掲】**

地域の暮らしを支える商業・生活拠点として既存商店街と調和を図り、子どもの居場所になるような場や高齢者がまちを歩きながら休憩ができるような場を点在させ、まち全体に賑わいや交流が創出され、歩きたくなる住環境づくりを進めます。